

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）	現行（令和4年度版）	改定理由																																																																																																								
9	<p>別表1</p> <p style="text-align: center;">指定材料の品質確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="318 336 1034 1217"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製杭及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削る</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川護岸用吸い出し防止材（シート）</td> <td>引張強度 9.8kN/m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮水シート B</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表で日本下水道協会規格（JIWAS）製品は JIS マーク表示製品に準じて扱う。 2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。 (監督行為：受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認する。)</p>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）		鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く		削る		セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示製品以外	混和材料	JIS マーク表示製品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示製品以外	塗料	塗料一般		その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外	薬液注入剤		種子・肥料		薬剤		かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)	袋型根固め用袋材			河川護岸用吸い出し防止材（シート）	引張強度 9.8kN/m 以上		遮水シート B			現場発生品		<p>別表1</p> <p style="text-align: center;">指定材料の品質確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1146 328 1863 1212"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製杭及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大型フトン籠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示製品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川護岸用吸い出し防止材（シート）</td> <td>引張強度 9.8kN/m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遮水シート B</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表で日本下水道協会規格（JIWAS）製品は JIS マーク表示製品に準じて扱う。 2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。 (監督行為：受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認する。)</p>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）		鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く		大型フトン籠		セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示製品以外	混和材料	JIS マーク表示製品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示製品以外	塗料	塗料一般		その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外	薬液注入剤		種子・肥料		薬剤		かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)	袋型根固め用袋材			河川護岸用吸い出し防止材（シート）	引張強度 9.8kN/m 以上		遮水シート B			現場発生品		<p>土木部に準拠</p>
区分	確認材料名	摘要																																																																																																									
鋼材	構造用圧延鋼材																																																																																																										
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）																																																																																																										
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く																																																																																																									
	削る																																																																																																										
セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	混和材料	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
塗料	塗料一般																																																																																																										
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																																									
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	薬液注入剤																																																																																																										
	種子・肥料																																																																																																										
	薬剤																																																																																																										
	かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																																									
袋型根固め用袋材																																																																																																											
	河川護岸用吸い出し防止材（シート）	引張強度 9.8kN/m 以上																																																																																																									
	遮水シート B																																																																																																										
	現場発生品																																																																																																										
区分	確認材料名	摘要																																																																																																									
鋼材	構造用圧延鋼材																																																																																																										
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）																																																																																																										
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く																																																																																																									
	大型フトン籠																																																																																																										
セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	混和材料	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
塗料	塗料一般																																																																																																										
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																																									
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示製品以外																																																																																																									
	薬液注入剤																																																																																																										
	種子・肥料																																																																																																										
	薬剤																																																																																																										
	かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																																									
袋型根固め用袋材																																																																																																											
	河川護岸用吸い出し防止材（シート）	引張強度 9.8kN/m 以上																																																																																																									
	遮水シート B																																																																																																										
	現場発生品																																																																																																										

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）	現行（令和4年度版）	改定理由
19	<p>別紙－1</p> <p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-5 第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p>	<p>別紙－1</p> <p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-5 第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p>	誤植
21	<p>別紙－3</p> <p>品質証明</p> <p>1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがこれまで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (林業土木工事標準仕様書第1編1-1-1-26)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別紙－3</p> <p>品質証明</p> <p>1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等に見られる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがこれまで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (林業土木工事標準仕様書第1編1-1-26)</p> <p>2～5 (略)</p>	誤植
24	<p>別紙－4</p> <p>品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（林業土木工事標準仕様書第1編1-1-1-26）</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>別紙－4</p> <p>品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（林業土木工事標準仕様書第1編1-1-26）</p> <p>2～4 (略)</p>	

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）	現行（令和4年度版）	改定理由																																																																																																																								
28	<p>様式-4</p> <p style="text-align: center;">履 行 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 <u>1-1-1-32</u> に基づく履行状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 現場代理人</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契 約 工 期</th> <th colspan="3">年 月 日～ 年 月 日 (日)</th> </tr> <tr> <th>月 別</th> <th>予定工程 (%) (変更)</th> <th>実施工程 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(年 月末の出来高)</td></tr> <tr><td>10</td><td>50 (45)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>60 (55)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>75 (70)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>85 (85)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>100 (95)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>(100)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>記 事</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受領者監督員名 _____</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。</p>	契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 (日)			月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)	10	50 (45)			11	60 (55)			12	75 (70)			1	85 (85)			2	100 (95)			3	(100)			記 事				<p>様式-4</p> <p style="text-align: center;">履 行 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 <u>1-1-32</u> に基づく履行状況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 現場代理人</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契 約 工 期</th> <th colspan="3">年 月 日～ 年 月 日 (日)</th> </tr> <tr> <th>月 別</th> <th>予定工程 (%) (変更)</th> <th>実施工程 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(年 月末の出来高)</td></tr> <tr><td>10</td><td>50 (45)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>60 (55)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>75 (70)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>85 (85)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>100 (95)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>(100)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>記 事</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受領者監督員名 _____</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。</p>	契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 (日)			月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)	10	50 (45)			11	60 (55)			12	75 (70)			1	85 (85)			2	100 (95)			3	(100)			記 事				誤植
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 (日)																																																																																																																										
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考																																																																																																																								
4	0	0																																																																																																																									
5	5	5																																																																																																																									
6	15	13																																																																																																																									
7	25	20																																																																																																																									
8	30	25																																																																																																																									
9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)																																																																																																																								
10	50 (45)																																																																																																																										
11	60 (55)																																																																																																																										
12	75 (70)																																																																																																																										
1	85 (85)																																																																																																																										
2	100 (95)																																																																																																																										
3	(100)																																																																																																																										
記 事																																																																																																																											
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 (日)																																																																																																																										
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考																																																																																																																								
4	0	0																																																																																																																									
5	5	5																																																																																																																									
6	15	13																																																																																																																									
7	25	20																																																																																																																									
8	30	25																																																																																																																									
9	40 (35)	36	(年 月末の出来高)																																																																																																																								
10	50 (45)																																																																																																																										
11	60 (55)																																																																																																																										
12	75 (70)																																																																																																																										
1	85 (85)																																																																																																																										
2	100 (95)																																																																																																																										
3	(100)																																																																																																																										
記 事																																																																																																																											

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）	現行（令和4年度版）	改定理由																																																																																												
29	<p>様式-5</p> <p>材料確認書（立会・机上）</p> <p>年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-23に基づく検査（確認を含む）を願います。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <table border="1" data-bbox="723 499 1037 539"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="286 584 1055 1112"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材料名</th> <th rowspan="2">② 品質、規格</th> <th rowspan="2">③ 単位</th> <th rowspan="2">④ 搬入数量</th> <th colspan="2">⑤ 確認欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備考 (判定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>t</td> <td>15</td> <td>年 月 日</td> <td>ミルシート及び材料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>1,000 × 1,000 × 500 控</td> <td>m²</td> <td>100</td> <td>年 月 日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強度の確認</td> <td>欠損ブロック1個を不合格とした</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>年 月 日</p> <p>監督員名 _____</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	現場代理人		① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 搬入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考 (判定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	年 月 日	ミルシート及び材料試験	合格	コンクリートブロック	1,000 × 1,000 × 500 控	m ²	100	年 月 日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																						<p>様式-5</p> <p>材料確認書（立会・机上）</p> <p>年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-2.3に基づく検査（確認を含む）を願います。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <table border="1" data-bbox="1559 499 1872 539"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1115 584 1883 1112"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材料名</th> <th rowspan="2">② 品質、規格</th> <th rowspan="2">③ 単位</th> <th rowspan="2">④ 搬入数量</th> <th colspan="2">⑤ 確認欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備考 (判定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>t</td> <td>15</td> <td>年 月 日</td> <td>ミルシート及び材料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>1,000 × 1,000 × 500 控</td> <td>m²</td> <td>100</td> <td>年 月 日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強度の確認</td> <td>欠損ブロックを不とし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>年 月 日</p> <p>監督員名 _____</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	現場代理人		① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 搬入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考 (判定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	年 月 日	ミルシート及び材料試験	合格	コンクリートブロック	1,000 × 1,000 × 500 控	m ²	100	年 月 日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロックを不とし																						誤植
現場代理人																																																																																															
① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 搬入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考 (判定)																																																																																									
				確認年月日	確認方法																																																																																										
(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	年 月 日	ミルシート及び材料試験	合格																																																																																									
コンクリートブロック	1,000 × 1,000 × 500 控	m ²	100	年 月 日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロック1個を不合格とした																																																																																									
現場代理人																																																																																															
① 材料名	② 品質、規格	③ 単位	④ 搬入数量	⑤ 確認欄		⑥ 備考 (判定)																																																																																									
				確認年月日	確認方法																																																																																										
(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	年 月 日	ミルシート及び材料試験	合格																																																																																									
コンクリートブロック	1,000 × 1,000 × 500 控	m ²	100	年 月 日	目視による検査 コンクリートの強度の確認	欠損ブロックを不とし																																																																																									

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）	現行（令和4年度版）	改定理由																																																		
30	<p>様式-6</p> <p>段階確認書（立会・机上）</p> <p>年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 <u>1-1-1-24</u>に基づく検査（確認を含む）を願います。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <table border="1" data-bbox="714 504 1025 547"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="286 592 1043 1158"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工 種</th> <th>② 細 別</th> <th>③ 確認時期</th> <th>④ 確認項目</th> <th>⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計図書に定めた工種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板Ⅱ型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇m T=〇〇mm</td> <td>年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量</td> <td>年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること</td> </tr> <tr> <td>監督員が指示した工種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。</p> <p>年 月 日 監督員名 _____</p> <p>※①②③は、受注者が記入 ④⑤は、監督員が記入</p>	現場代理人		区分	① 工 種	② 細 別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)	設計図書に定めた工種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること	監督員が指示した工種						<p>様式-6</p> <p>段階確認書（立会・机上）</p> <p>年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 <u>1-1-24</u>に基づく検査（確認を含む）を願います。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <table border="1" data-bbox="1541 504 1852 547"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1113 588 1870 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工 種</th> <th>② 細 別</th> <th>③ 確認時期</th> <th>④ 確認項目</th> <th>⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計図書に定めた工種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板Ⅱ型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇m T=〇〇mm</td> <td>年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量</td> <td>年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること</td> </tr> <tr> <td>監督員が指示した工種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。</p> <p>年 月 日 監督員名 _____</p> <p>※①②③は、受注者が記入 ④⑤は、監督員が記入</p>	現場代理人		区分	① 工 種	② 細 別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)	設計図書に定めた工種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること	監督員が指示した工種						誤植
現場代理人																																																					
区分	① 工 種	② 細 別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)																																																
設計図書に定めた工種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること																																																
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること																																																
監督員が指示した工種																																																					
現場代理人																																																					
区分	① 工 種	② 細 別	③ 確認時期	④ 確認項目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)																																																
設計図書に定めた工種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること																																																
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成すること																																																
監督員が指示した工種																																																					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） Ⅲ 林業土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	改定(令和5年度)	現行(令和4年度)	改定理由
2	<p>7. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。</p> <p><u>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>7. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。</p> <p><u>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う</p>

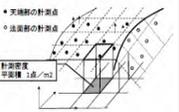
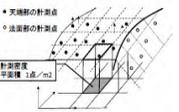
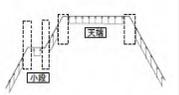
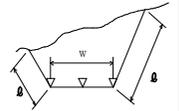
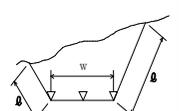
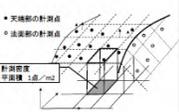
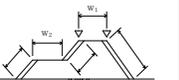
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）								現行（令和4年度）								改定事由																							
編	章	節	条	技番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条		技番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
IV 出来型管理基準及び規格値目次																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>項</th><th>項目</th><th>準用する出来型管理</th><th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">※目次項番号変更についての新旧対照表は省略します。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																								編	章	節	条	項	項目	準用する出来型管理	頁	※目次項番号変更についての新旧対照表は省略します。							
編	章	節	条	項	項目	準用する出来型管理	頁																																
※目次項番号変更についての新旧対照表は省略します。																																							
IV 出来型管理基準及び規格値目次																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>項</th><th>項目</th><th>準用する出来型管理</th><th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																								編	章	節	条	項	項目	準用する出来型管理	頁								
編	章	節	条	項	項目	準用する出来型管理	頁																																

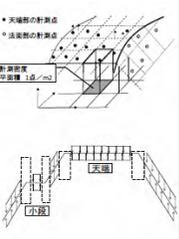
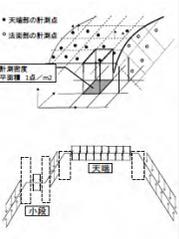
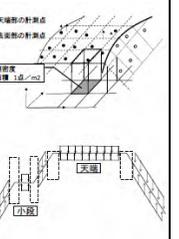
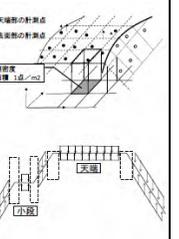
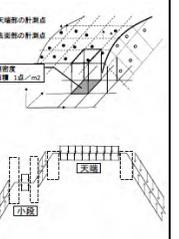
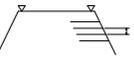
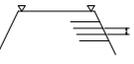
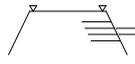
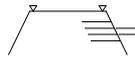
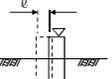
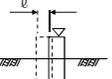
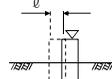
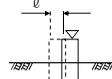
新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位: mm

改定(令和5年度)										現行(令和4年度)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由		
1 共通編	2 土工	3 治山土工	5	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差	-50	個々の計測値	 <p>天端標高の計測点 法面標高の計測点 計測密度: 1点/m²</p>	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 治山土工	5	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差	-50	個々の計測値	 <p>天端標高の計測点 法面標高の計測点 計測密度: 1点/m²</p>	1-2-3-5	諸基準類の改定ともなう		
						法面 4割く勾配 標高較差	-50	-170									<p>※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの</p>							
						法面 4割≧勾配(小段含む) 標高較差	-60	-170																
		7	7	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		1-2-4-7	1-2-4-7	1-2-4-7	諸基準類の改定ともなう												
		1 共通編	2 土工	4 林道土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 林道土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工部計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2	諸基準類の改定ともなう
								法長ℓ	ℓ<5m: -200 ℓ≧5m: 法長-4%										<p>※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの</p>					
								幅 W	-100															
2	2				掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2	1-2-4-2	諸基準類の改定ともなう												
平場 標高較差	±50				±150																			
法面(小段含む) 水平または標高較差	±70				±160																			
法面(軟岩1) 水平または標高較差	±70				±330																			
3	3	路体盛土工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-3	1-2-4-3	諸基準類の改定ともなう															
4	4	路床盛土工	法長ℓ	ℓ<5m: -100 ℓ≧5m: 法長-2%																				
幅 W1, W2	-100																							
法長ℓ	ℓ<5m: -100 ℓ≧5m: 法長-2%																							

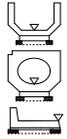
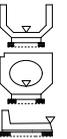
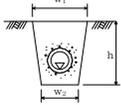
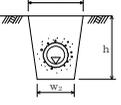
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由													
1 共通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±100	±150	 <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±50	±150	 <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工面多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 林 道 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	法面(小段含む)	標高較差	±80	±190		林野庁改正による
						法面(小段含む)	標高較差	±80										±190																	
1 共通 編	2 土 工	工4 林 道 土 工	5		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	 <p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		1-2-4-5	1 共 通 編	2 土 工	工4 林 道 土 工	5		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	 <p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		1-2-4-5	1 共 通 編	2 土 工	工4 林 道 土 工	5		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さt	-50	林野庁改正による					
						控え長さ	設計値以上										設計値以上																		
						控え長さ	設計値以上										設計値以上																		
3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼製矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	 <p>基準高は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-1-3-4	3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼製矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	 <p>基準高は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		3-1-3-4	3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼製矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	設計値以上	諸基準類の改定ともなう					
						変位θ	100										100																		
						根入長	設計値以上										設計値以上																		
						変位θ	100										100																		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位: mm

改定(令和5年度)							現行(令和4年度)							改定事由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	1	3	5		緑石工 (緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5	3	1	3	5		緑石工 (緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-5	諸基準額の改定ともなう	
					側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26						側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26		諸基準額の改定ともなう
					延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			延長 L						-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。						
3	1	3	26	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26	3	1	3	26	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26	諸基準額の改定ともなう	
						幅 w ₁ , w ₂	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。															
						深さ h	-30																
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。															
3	1	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-3	3	1	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-3	諸基準額の改定ともなう	
						幅 w	-30																
						高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、簡易観測による測点の管理方法を用いることができる。															
						延長 L	-200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、簡易観測による測点の管理方法を用いることができる。															

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）

現行（令和4年度）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由				
3	林業土木工事共通	1	一般施工	4	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3		3	1	一般施工	4	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3		諸基準類の改定ともなう			
						延長 L	-200																			
				4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4		4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4				
							根入長	設計値以上									傾斜	1/100以内								
		4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4		4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4		諸基準との整合				
					根入長	設計値以上									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値以上		
		5	石・ブロック積（張）工	3	場所打杭工	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-5		5	3	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-5				
							根入長	設計値以上									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値（公称径）-30以上
							偏心量 d	100以内									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値（公称径）-30以上
							傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値（公称径）-30以上
							傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値（公称径）-30以上
							傾斜	1/100以内									傾斜	1/100以内							杭径 D	設計値（公称径）-30以上
3	1			コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3		5	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3		諸基準類の改定ともなう					
					法長θ	θ<3m									-50	法長θ						θ<3m	-50			
					法長θ	θ≥3m									-100	法長θ						θ≥3m	-100			
					厚さ（ブロック積張） t ₁	-50									厚さ（ブロック積張） t ₁	-50										
					厚さ（裏込） t ₂	-50									厚さ（裏込） t ₂	-50										
					延長 L	-200									延長 L	-200										
2	1	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3		5	2	1	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3		諸基準類の改定ともなう							
			法長θ	-100									法長θ	-100												
			延長 L ₁ , L ₂	-200									延長 L ₁ , L ₂	-200												

新潟県林業土木工事標準仕様書 (その2) IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位: mm

改定 (令和5年度)										現行 (令和4年度)																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定事由										
							個々の測定値 (a)														10個の測定値の平均 (x10)								10個の測定値の平均 (x10)									
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	7	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	諸基準類の改定にともなう
							幅	-25	-25	-										-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	幅	-25										-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。		
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		
3	1	7	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	諸基準類の改定にともなう
							幅	-25	-25	-										-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。	幅	-25										-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取は、1工事最低3個を原則とする。		
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		
3	1	7	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-7-7	3	1	7	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種を点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-7-7	3	1	7	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種を点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	諸基準類の改定にともなう
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		
3	1	7	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種を点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-7-7	3	1	7	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工種を点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	諸基準類の改定にともなう
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		
							平坦性	-	-	-										-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。	平坦性	-										-	-	-	平坦性については、平坦性の項目を省略することができる。		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定事由
							個々の測定値 (x)														10個の測定値の平均 (x/10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	林業土木工事共通編	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-8	3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。	3-1-7-8				
						幅	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。								幅	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアーの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。						
				8	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-7-8				8	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-1-7-8	諸基準類の改定にともなう			

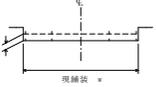
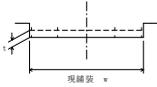
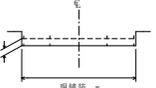
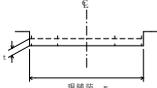
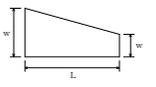
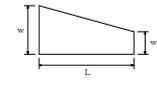
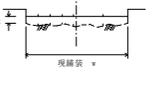
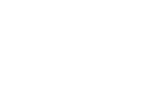
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改定事由
							個々の測定値 (α)		10個の測定値の平均 (α10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (α)		10個の測定値の平均 (α10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	1	7	8	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-7-8	3	1	7	8	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工面を点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-7-8	諸基準類の改定にともなう		
						平坦性	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-7-8	諸基準類の改定にともなう																
					目地段差	±2	—	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。									

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）							現行（令和4年度）																				
編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定事由					
						個々の測定値 (x)	個々の測定値 (x)										個々の測定値 (x)	10個の測定値の平均(x) ※10ヶ所管理の場合は測定値の平均									
3	1	7	9	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切前後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-7-9	3	1	7	9	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切前後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-7-9	諸基準類の改定にともなう			
						幅 w	-25	-																			
				9	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さtのみ	厚 さ t (標高格差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切前後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。						3-1-7-9	9	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さtのみ	厚 さ t (標高格差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)（路面切削工種）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切前後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。			3-1-7-9	諸基準類の改定にともなう
							幅 w	-25	-																		
10			10	舗装打換え工	路盤工	-50	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		3-1-7-10	10			10	舗装打換え工	路盤工	-50	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。		3-1-7-10	諸基準類の改定にともなう					
					舗設工	-100	-																				
					該当工種	-25	-																				
					該当工種	-100	-																				
					該当工種	-25	-																				
					該当工種	-100	-																				
3	1	7	11	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	-	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-1-7-11	3	1	7	11	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	-	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-1-7-11	諸基準類の改定にともなう			
						幅 w	-25	-																			
				2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-7-11					2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 施工工種別点検計測要領(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-7-11		諸基準類の改定にともなう		
						平坦性	-	-										平坦性	-	-							

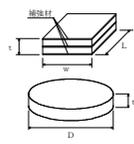
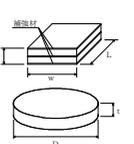
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）							現行（令和4年度）							改定事由															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	林業土木工事共通編	1	8	2	床面安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-2	3	林業土木工事共通編	1	8	2	床面安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-2	3	林業土木工事共通編	1	8	2	床面安定処理工		
						施工厚さ t	-50																						
						幅 w	-100																						
						延長 L	-200																						
		4	表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-1-7-4	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）		
				法 長 ℓ	-500																								
				天端幅 w	-300																								
		9	3	舗装工（中層混合処理工）	基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、または施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-9	9	3	舗装工（中層混合処理工）	基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、または施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-9	9	3	舗装工（中層混合処理工）	基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、または施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-8-9	9	3	舗装工（中層混合処理工）	
					施工厚さ t	設計値以上																							
1	一般施工	11	5	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高▽	-50	施工延長10mにつき1ヶ所。延長10m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5	1	一般施工	11	5	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高▽	-50	施工延長10mにつき1ヶ所。延長10m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5	1	一般施工	11	5	4	土留・仮締切工（締切盛土）		
						天端幅 w	-100																						
						法 長 ℓ	-100																						
1	一般施工	11	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高▽	-50	施工延長10mにつき1ヶ所。延長10m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5	1	一般施工	11	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高▽	-50	施工延長10mにつき1ヶ所。延長10m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5	1	一般施工	11	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）		
3	林業土木工事共通編	1	13	1	締造費（金属支保工）	上下部用ボルトの中心距離と前後	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1 ガス切断法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ただし、ソールプレート接触面の接触及び接触直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5 組立て後に測定 注記は道路橋支保架等参照		3-1-13-1	3	林業土木工事共通編	1	13	1	締造費（金属支保工）	上下部用ボルトの中心距離と前後	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1 ガス切断法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ただし、ソールプレート接触面の接触及び接触直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5 組立て後に測定 注記は道路橋支保架等参照		3-1-13-1	3	林業土木工事共通編	1	13	1	締造費（金属支保工）
							ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ	≦1000mm											1以下										
							ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ	>1000mm											1.5以下										
							孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13																					
							ボスの直径	+0 -1																					
							ボスの高さ	+1 -0																					
							ボスの直径	+0 -1																					
							ボスの高さ	+1 -0																					
							上側の接触及び接触直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13																					
							※4	φ≦300mm											±2										
								φ>300mm											±0.100										
							組立高さH	上下面加工仕上げ											±3										
								リブ											H≦300mm ±3 H>300mm (H/200+3)小数点以下切り捨て										
普通寸法	締造し長さ寸法 ※2）、※3）	JIS B 0403-1995 CT14																											
	締造し角取寸法 ※2）	JIS B 0403-1995 CT15																											
	削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級																											
	ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級																											

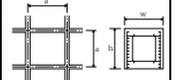
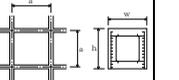
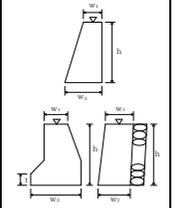
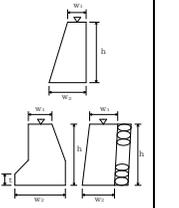
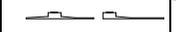
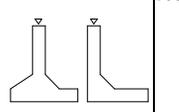
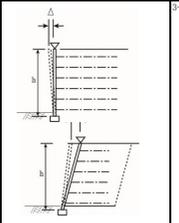
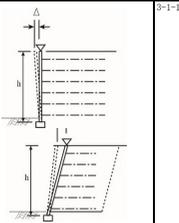
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由		
3	林業土木工事共通編	1	13	1	2	締造費（大型ゴム支保工）	幅	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 注：道路橋支保架保面面 	3-1-13-1	3	林業土木工事共通編	1	13	1	2	締造費（大型ゴム支保工）	幅	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 	3-1-13-1	参照基準の追記
							D	500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%															
							L	1500 < w, L, D	0 ~ +15															
							厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5															
								20 < t ≤ 160	±2.5%															
								160 < t	±4															
相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm	1																						
	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000																						
3	林業土木工事共通編	1	15	2	1	養生工 (種子散布工) (撒芝工) (密芝工) (市松芝工) (養生シート工) (養生マット工) (養生柵工) (人工撒芝工) (養生穴工)	切土法長	φ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	3	林業土木工事共通編	1	15	2	1	養生工 (種子散布工) (撒芝工) (密芝工) (市松芝工) (養生シート工) (養生マット工) (養生柵工) (人工撒芝工) (養生穴工)	切土法長	φ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	精度基準の改定にともなう
							φ ≥ 5m	法長の-4%																
							盛土法長	φ < 5m	-100															
							φ ≥ 5m	法長の-2%																
							延長 L		-200															
									-200															
3	林業土木工事共通編	1	15	2	2	養生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 φ	φ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	3	林業土木工事共通編	1	15	2	2	養生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 φ	φ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	精度基準の改定にともなう
							φ ≥ 5m	法長の-4%																
							厚さ t	t < 5cm	-10										施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 抜き孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
								t ≥ 5cm	-20															
									-200															
							延長 L		-200															
	-200																							
3	林業土木工事共通編	1	15	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 φ	φ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-3	3	林業土木工事共通編	1	15	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 φ	φ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。 1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-3	精度基準の改定にともなう		
						φ ≥ 3m	-100																	
						厚さ t	t < 5cm	-10																
							t ≥ 5cm	-20																
								-200																
						延長 L		-200																
	-200																							

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）							現行（令和4年度）							改定事由																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節		条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考																	
3	3	1	15	4	1	法除工 (現場打設除工) (現場吹付法除工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。 	3-1-15-4 曲線部は設計図書による	3	3	1	15	4	1	法除工 (現場打設除工) (現場吹付法除工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。 	3-1-15-4 曲線部は設計図書による	積基準額の改定にともなう															
								$l \geq 10m$	-200																														
							幅 w		-30																														
							高さ h		-30																														
							枠中心間隔 a		± 100																														
延長 L		-200																																					
3	3	1	18	2	(一般事項) 場所打撃壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、必要時に規定する計測精度・計測精度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 	3-1-18-2	3	3	1	18	2	(一般事項) 場所打撃壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（断面幅25mの場合）は20mにつき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-18-2	林野庁改正による																			
						厚さ t	-20																																
						裏込厚さ	-50																																
						幅 w_1, w_2	-30																																
						高さ h	$h < 3m$									-50																							
							$h \geq 3m$									-100																							
						延長 L	-200																																
						3	3									18	3					プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、必要時に規定する計測精度・計測精度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 	3-1-18-3	3	3	18	3		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（断面幅25mの場合）は20mにつき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-18-3	林野庁改正による		
																							延長 L	-200															
						3	3									18	4					補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、必要時に規定する計測精度・計測精度を満たす計測方法により出来形管理を実施することが出来る。 	3-1-18-4	3	3	18	4		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（断面幅25mの場合）は20mにつき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-18-4	林野庁改正による		
高さ h	$h < 3m$	-50																																					
	$h \geq 3m$	-100																																					
鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内																																						
控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上																																						
延長 L	-200																																						

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）										改定事由								
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由				
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	18	擁壁工	共通	併折ブロック工	基準高▽	±50		土工延長20mにつき1ヶ所、延長30m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-18-5	3	林業土木工事共通編	1	一般施工	18	擁壁工	共通	併折ブロック工	基準高▽	±50		土工延長40m（断面間隔25mの場合）につき1ヶ所、延長30m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-18-5	林野庁に準拠		
							法長φ	φ<3m -50 φ≥3m -100																				
							厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50																				
							延長 L ₁ , L ₂	-200			1施工箇所毎																	
4	治山防崩工	1	堤防・護岸	6	護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50		土工延長40m（断面間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	4-1-6-4	4	治山防崩工	1	堤防・護岸	6	護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50		土工延長40m（断面間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	4-1-6-4	規格基準の改定にともなう		
							法長φ	φ<5m -100 φ≥5m φ×(-2%)																				
							厚さ t	-50																				
							延長 L	-200																				
4	治山防崩工	1	堤防・護岸	6	護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50		土工延長40m（断面間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	4-1-6-5	4	治山防崩工	1	堤防・護岸	6	護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50		土工延長40m（断面間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	4-1-6-5	規格基準の改定にともなう		
							法長φ	φ<3m -50 φ≥3m -100																				
							厚さ t	t<100 -20 t≥100 -30																				
							裏込材厚 t'	-50																				
							延長 L	-200																				
5	溪間・山腹工	3	溪間工	5	コンクリート脚壁工	6	コンクリート脚壁工	基準高▽	±30		1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 土肥以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ L は、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。	5-3-5-6	5	溪間・山腹工	3	溪間工	5	コンクリート脚壁工	基準高▽	±30		図面の表示箇所を測定。 1. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 2. 長さ L は、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。	5-3-5-6	林野庁改定による				
							厚さ w ₁ , w ₂	-30																				
							長さ L	-50																				
5	溪間・山腹工	3	溪間工	5	コンクリート水印工	8	水印工	基準高▽	±30		1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 厚さは目地及びその中間点で測定。	5-3-5-8	5	溪間・山腹工	3	溪間工	5	コンクリート水印工	基準高▽	±30		図の表示箇所を測定。 1. 厚さは目地及びその中間点で測定	5-3-5-8	林野庁改定による				
							幅 w	-30																				
							厚さ t	-30																				
							延長 L	-50																				
5	溪間・山腹工	3	流路工	6	鋼製治山ダム本体工（不透透型）	1	鋼製治山ダム本体工（不透透型）	基準高▽	±50		1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、地高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	5-3-6-5	5	溪間・山腹工	3	流路工	6	鋼製治山ダム本体工	鋼製治山ダム本体工（不透透型）	基準高▽	±50		1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、地高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	5-3-6-5	土木部に準拠			
							長さ φ1, L2	±100																				
							幅 w1, w3	±50																				
							天端間幅 t ₁	±0.02H1																				
							袖高▽	±50																				
							幅 w2	±50																				
							天端間幅 t ₂	±0.02H2																				
5	溪間・山腹工	4	流路工	3	護岸付属物工	8	護岸付属物工	幅 w	-30		「3次元計測技術を用いた出来形管理要綱（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	5-4-3-8	5	溪間・山腹工	4	流路工	3	護岸付属物工	幅 w	-30		（新設）						
							高さ h	-30																				

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）																																
編	章	節	条	技器	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技器	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由																				
6	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（第1版）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（第1版）」に基づき出来形管理を実施する場合は、所要箇所に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		6-8-6-8	6	3	6	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		6-8-6-8	アンカーボルトの計測位置の明確化																				
						厚さ t	-20										天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10					天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10	敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50	高さ h ₁	-50	胸壁の高さ h ₂	-30	天端長 ℓ ₁	-50	敷長 ℓ ₂	-50	胸壁間距離 ℓ	±30	支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部の箱抜き規格ボルト	計画高										+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各部の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。					平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2箇で計測。	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下															

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由
6	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		6-3-7-9	6	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	断面の寸法表示箇所を測定。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		6-3-7-9	アンカーボルトの計測位置の明確化
						厚 さ t	-20	ただし、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（第1）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋脚方向)	-20	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（第1）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測順序・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									天 端 幅 w_1 (橋脚方向)	-20				
						敷 幅 w_2 (橋脚方向)	-50										敷 幅 w_2 (橋脚方向)	-50				
						高 さ h	-50										高 さ h	-50				
						天 端 長 e_1	-50										天 端 長 e_1	-50				
						敷 長 e_2	-50										敷 長 e_2	-50				
						橋脚中心間距離 e	± 30										橋脚中心間距離 e	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50										支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 の箱抜き規格 ボルト	計画高 $+10 \sim -20$ 平面位置 ± 20 アンカーボルト孔 の鉛直度 $1/50$ 以下	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は基準の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋脚方向、橋脚直角方向で十字に切った2箇で計測。									支 承 部 の箱抜き規格 ボルト	計画高 $+10 \sim -20$ 平面位置 ± 20 アンカーボルト 孔の鉛直度 $1/50$ 以下				

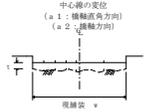
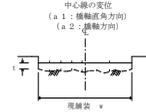
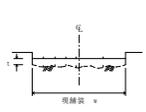
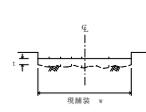
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由							
6	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、所要箇所に規定する計測順序・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		6-3-7-9	6	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		6-3-7-9	アンカーボルトの計測位置の明確化							
						厚 さ t	-20										厚 さ t	-20											
						天 端 幅 w_1	-20										天 端 幅 w_1	-20											
						敷 幅 w_2	-20										敷 幅 w_2	-20											
						高 さ h	-50										高 さ h	-50											
						長 さ l	-20										長 さ l	-20											
						橋脚中心間距離 θ	± 30										橋脚中心間距離 θ	± 30											
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50										支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50											
						支 承 部 の 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト	計 画 高										+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 箇 で 計 測。						支 承 部 の 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト	計 画 高	+10~-20	支 承 部 の 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト	計 画 高	+10~-20
							平 面 位 置										± 20								平 面 位 置	± 20			
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下																										

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改定（令和5年度）										現行（令和4年度）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由
6	7	3	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		6-7-3-5	7	3	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		6-7-3-5	諸基準類の改定にともなう	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9															
						幅 w	-25															
						延長 L	-100															
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下														
7	3	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高格差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)		6-7-3-5	7	3	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高格差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)		6-7-3-5	諸基準類の改定にともなう		
					厚さ t (オーバーレイ)	-9																
					幅 w	-25																
					延長 L	-100																
					平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下															

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）

V 品質管理基準及び規格値

新旧対照表

【改定(令和5年度)】	【現行(令和4年度)】	改定理由
<p style="text-align: center;">品質管理基準及び規格値 目次</p> <p>1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）----- 1</p> <p>2 ガス圧接 ----- 4</p> <p>3 既製杭工 ----- 4</p> <p>4 基礎工 ----- 5</p> <p>5 場所杭工 ----- 5</p> <p>6 既成杭工(中掘り杭エコンクリート打設方式) ----- 5</p> <p>7 下層路盤 ----- 5</p> <p>8 上層路盤 ----- 7</p> <p>9 アスファルト安定処理路盤 ----- 9</p> <p>10 セメント安定処理路盤 ----- 9</p> <p>11 アスファルト舗装 ----- 10</p> <p>12 転圧コンクリート ----- 12</p> <p>（削除）</p> <p>13 路床安定処理工 ----- 14</p> <p>14 表層安定処理工（表層混合処理）----- 15</p> <p>15 固結工 ----- 15</p> <p>16 アンカー工 ----- 16</p> <p>17 補強土壁工 ----- 16</p> <p>18 吹付工 ----- 17</p> <p>19 現場吹付法枠工 ----- 19</p> <p>20 河川土工 ----- 21</p> <p>21 海岸土工 ----- 22</p> <p>22 治山土工 ----- 23</p> <p>23 林道土工 ----- 23</p> <p>24 捨石工 ----- 24</p> <p>25 コンクリートダム ----- 25</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>26 路上再生路盤工 ----- 28</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>27 工場製作工（鋼橋用鋼材）----- 29</p> <p>28 ガス切断工 ----- 29</p> <p>29 溶接工 ----- 29</p> <p>30 中層混合処理 ----- 31</p> <p>31 鉄筋挿入工 ----- 32</p> <p>32 生育基盤盛土工 ----- 32</p> <p>33 植栽工 ----- 32</p>	<p style="text-align: center;">品質管理基準及び規格値 目次</p> <p>1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）----- 1</p> <p>2 ガス圧接 ----- 4</p> <p>3 既製杭工 ----- 4</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>4 下層路盤 ----- 5</p> <p>5 上層路盤 ----- 7</p> <p>6 アスファルト安定処理路盤 ----- 9</p> <p>7 セメント安定処理路盤 ----- 9</p> <p>8 アスファルト舗装 ----- 10</p> <p>9 転圧コンクリート ----- 12</p> <p>10 グースアスファルト舗装 ----- 15</p> <p>11 路床安定処理工 ----- 16</p> <p>12 表層安定処理工（表層混合処理）----- 17</p> <p>13 固結工 ----- 18</p> <p>14 アンカー工 ----- 18</p> <p>15 補強土壁工 ----- 18</p> <p>16 吹付工 ----- 20</p> <p>17 現場吹付法枠工 ----- 21</p> <p>18 河川土工 ----- 23</p> <p>19 海岸土工 ----- 24</p> <p>20 治山土工 ----- 25</p> <p>21 林道土工 ----- 25</p> <p>22 捨石工 ----- 27</p> <p>23 コンクリートダム ----- 27</p> <p>24 覆工コンクリート（NATM）----- 30</p> <p>25 吹付コンクリート（NATM）----- 32</p> <p>26 ロックボルト（NATM）----- 34</p> <p>27 路上再生路盤工 ----- 34</p> <p>28 路上表層再生工 ----- 35</p> <p>29 排水性舗装工・透水性舗装工 ----- 36</p> <p>30 プラント再生舗装工 ----- 39</p> <p>31 工場製作工（鋼橋用鋼材）----- 40</p> <p>32 ガス切断工 ----- 40</p> <p>33 溶接工 ----- 40</p> <p>34 中層混合処理 ----- 43</p> <p>35 鉄筋挿入工 ----- 43</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>	<p>新規追加 新規追加 新規追加</p> <p>使用無し</p> <p>使用無し 使用無し</p> <p>新規追加 新規追加</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改定(令和5年度)】							工種	【現行(令和4年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
1～3(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値または回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める											新規追加 道路橋示方書・同解説下部構造IV編 平成29年11月 P456～P458
5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深さを比較して把握する											新規追加 杭基礎施工便覧 令和2年9月 P316
6 既成杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状況を再確認し、必要に応じて再処理する											新規追加 道路橋示方書・同解説下部構造IV編 平成29年11月 P502
7～31(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
32 生育基盤盛土工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	砂質土(S:砂土、SG:礫質砂、SF:細粒土まじり砂)に区分されるもの。	当初及び土質の変化時に1回。												
			土壌pH	JGS-0211に準拠(地盤工学会基準)	4.0～8.0pH													
	選択	電気伝導率(EC)	JGS-0212に準拠(地盤工学会基準)	1.0mS/cm以下	当初及び土質の変化時に1回。津波堆積土等の塩類傷害が懸念される盛土材料を使用													
	施工	必須	透水試験	植穴式透水試験または長谷川式透水試験	最終減水能30mm/hr以上	原則として、盛土の完了時に行う。測定は、2,500㎡につき1地点で行う。施工等により必要に応じて試験回数を増減する。												
			土壌硬度試験		山中式土壌硬度計:23mm以下 長谷川式土壌貫入計:1.0cm/drop以上	同上												
33 植栽工	材料	必須	外観検査(樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり													新規追加 土木部に準拠
			外観検査(樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり													
			外観検査(シバ類)	目視	別表3のとおり													
			外観検査(草花類)	目視	別表4のとおり													
			外観検査(その他地被類)	目視	別表5のとおり													

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) VI 写真撮影要領 新旧対照表

ページ	改定 (令和5年度版)	現行 (令和4年度版)	改正理由
	写真管理基準 (案)	写真管理基準 (案)	
1	<p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し込むものとする。</p> <p>① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合には、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し込むものとする。</p> <p>① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合には、「デジタル写真管理情報基準(案)」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	誤植
1	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	実施要領の改訂による
2	<p>3 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「新潟県電子納品実施要領」(令和4年3月24日付け技第801号)に基づくものとする。 <u>また、撮影頻度以上に撮影した写真や編集、つなぎ写真の元写真も原本としてネガCDに格納し提出すること。</u></p>	<p>3 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p>	県の要領通知との整合
72 ～ 82	削除	デジタル写真管理情報基準(案) 〔令和2年3月〕	〃

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） VI 写真撮影要領（撮影箇所一覧表（全体）） 新旧対照表

ページ	改定（令和5年度版）					現行（令和4年度版）					改定理由
	撮影箇所一覧表(全体)					撮影箇所一覧表(全体)					
	区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]				撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回[着手前]	工事履行届けに添付する。 <u>(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</u>	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回[着手前]	工事履行届けに添付する。	工事写真帳とは別である旨を明記
		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回[完成後]			完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回[完成後]		
	施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していること(施工方法、使用機械など)が確認できるように適宜[施工中]		施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜[施工中]		
3	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類ごとに1回〔設置後〕 <u>(規制状況がわかる全体的な設置状況)</u>	1枚毎の接写は不要	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類ごとに1回〔設置後〕		
			各種保安施設の設置状況	各種類ごとに1回〔設置後〕 <u>(保安状況がわかる全体的な設置状況)</u>				各種保安施設の設置状況	各種類ごとに1回〔設置後〕		
4	揭示物	設置状況	建設業許可証 労災保険成立表 建退協適用現場 施工体系図 など諸法令等で定められたもの	揭示物全体1回〔設置後〕	揭示物の区別がつくように撮影する(1枚毎の接写は不要)						撮影対象の明確化(追記)
	建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)							撮影対象の明確化(追記)
	営繕施設等	設置状況	現場事務所 資材棟 トイレ 等	設置状況全景1回〔設置後〕 <u>(離れている場合は施設毎に1回)</u>							

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（品質管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

改定（令和5年度版）				現行（令和4年度版）				改定理由
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）				
番号	工種	写真管理項目		番号	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度[時期]			撮影項目	撮影頻度[時期]	
30	中間混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]					工種追加
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 [試験実施中]					

注)番号のみの軽微な変更は新旧対照表に表示していない

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

改定（令和5年度版）						現行（令和4年度版）						改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節		条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	3 治山土工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-4	1 共通編	2 土工	3 治山土工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-4		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		誤植
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
1 共通編	2 土工	3 治山土工	5		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-5	1 共通編	2 土工	3 治山土工	5	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-5			
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要								「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	締固め状況						転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕					
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。						200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕					
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	誤植													
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。													

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

改定（令和5年度版）						現行（令和4年度版）						改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節		条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	4 林道土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 林道土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕								法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		誤植
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
1 共通編	2 土工	4 林道土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3.4	1 共通編	2 土工	4 林道土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3.4		
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要									「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要			
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕								締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕			
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕								法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕			
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	誤植												
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。												

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	1	1	7	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況									転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
		幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]											
3	1	7	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	1	1	7	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況									転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層ごと200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
		幅	各層ごと80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]											

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条		枝番	工 種	写真管理項目			摘 要						
						撮影項目	撮影頻度[時期]										撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	1	7	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層ごと400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層ごと400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							厚さ	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
					幅	各層ごと80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]											
3	1	7	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3	1	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]								整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]							整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
3	1	7	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	3-1-7-7	3	1	7	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	3-1-7-7	3	1	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	3-1-7-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎400mに1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎400mに1回 [散布時]							タックコート、 プライムコート	各層毎400mに1回 [散布時]		
						厚さ	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								厚さ	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]							厚さ	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3	1	7	8	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目		
						撮影項目	撮影頻度[時期]									概要	撮影項目	撮影頻度[時期]
3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-7-8	3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）										旧（令和4年度版）										改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		3-1-7-8	3	1	7	8	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕									スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法位置	80mに1回 〔据付後〕									鉄網寸法位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕									平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
目地段差	1工事に1回		目地段差	1工事に1回																
3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3-1-7-8	3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況									転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
3	1	7	8	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況									転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）						旧（令和4年度版）						改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節		条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	8	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-7-8	3	1	7	8	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕															
3	1	7	8	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3	1	7	8	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠掘付後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により「厚さあるいは標 高較差」を管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠掘付後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」により「厚さあるいは 標高較差」を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			編	章	節	条	枝番		工種	写真管理項目		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要
3	1	7	8	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-7-8	3	1	7	8	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-7-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 〔据付後〕								横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイバー 寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイバー 寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回		
3	1	7	9		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-7-9	3	1	7	9		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV写真撮影要領（出来形管理写真撮影箇所一覧表） 新旧対照表

新（令和5年度版）							旧（令和4年度版）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]									撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	8	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高压噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]	3-1-8-9	3	1	8	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高压噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]	3-1-8-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						深度	1施工箇所につき1回 [打込前後] ただし、(スラリー攪拌工)において、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。								深度	1施工箇所につき1回 [打込前後] ただし、(スラリー攪拌工)において、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
3	1	8	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-8-9	3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-8-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
3	1	15	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-1-15-4	3	1	15	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 ----	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-1-15-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。